

学校感染症による出席停止の報告について（お願い）

学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症に感染した場合、同施行規則第19条に定められた期間は出席停止となります。出席停止の対象となる感染症は下記のとおりです。

医師より下記の感染症に罹患していると診断された場合は、保護者が学校へ連絡してください。医師等が記入する診断書や治癒証明書の提出は不要です。学校へ提出するものとして、「学校感染症罹患報告書（保護者が記入）」・「調剤明細書等のコピー」をお願いします。

医師に指示された療養期間を守って、治療に専念してください。

【学校感染症の種類】

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）、特定鳥インフルエンザ * 新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症
第2種	インフルエンザ、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 * 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※

※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎）アタマジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）など